

令和 7 年度第 1 回大津市手話施策推進協議会 会議結果

- 会議名称 令和 7 年度第 1 回大津市手話施策推進協議会
- 開催日時 令和 7 年 8 月 21 日（木）10 時 00 分～11 時 30 分
- 場 所 大津市役所 本館 4 階第 3 委員会室
- 出席者 委員 5 名（欠席 2 名）、事務局 10 名
- 情報保障 手話通訳者 4 名
- 傍 聴 者 1 名
- 議 題

- （1）手話施策推進協議会 副会長の選出
- （2）手話施策推進プラン 上半期の進捗と今後の予定について
- （3）その他

▼会議録（要約）

<事務局>

協議会委員 5 名の出席があり、協議会は成立。

委員の交代について、大津市社会福祉協議会、野原稔様の就任を紹介。

協議会運営規則第 2 条 1 項の規定により議長を会長にお願いし、議事の進行をよろしく願います。

<議長>

それでは議事に入ります。

協議会の公開に関する指針に基づき、公開とさせていただきます。【異議なし】

（傍聴の方入室）

議題 1 の手話施策推進協議会の副会長の選出にあたっては、協議会運営規則第 2 条 1 項に委員の互選によるとあります。

<委員>

事務局一任

<事務局>

事務局から提案します。副会長には大津市社会福祉協議会の野原稔さんお願いします。

<委員>

異議なし

<委員>

手話施策には不慣れですが勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

<事務局>

事務局より第 2 号議案、上半期の進捗と今後の予定について説明をお願いします。

<事務局>

国の手話施策推進法と大津市プランの説明

<事務局>

それでは、令和 7 年度上半期の取り組みと次年度の予定について項目ごとに報告します。

【施策1】手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策について。

【施策1－①】災害時の情報取得と情報保障について説明します。1つめの防災訓練について、前年度は、令和6年11月10日に小野小学校で行われた、危機・防災対策課主催の大津市総合防災訓練へのブース出展し、ろうあ者、難聴者計4名にお越しいただき避難所の受付訓練を行いました。ブースでは、災害時におけるきこえない方への配慮について、災害時用バンダナの紹介や、音声を変換するアプリ「こえとら」の体験をしていただきました。

今年度、大津市総合防災訓練は令和7年11月9日に日吉台小学校で行われる予定であり、前年度同様聴覚障害者対応訓練を実施することと啓発ブースの設置を予定しています。

また、防災バンダナを作成しており、配布方法については現在検討中です。

2つめの民生委員・児童委員への啓発については、前年度、令和7年1月29日に瀬田北学区にて第2回民生委員・ろうあ福祉協会の合同学習会を開催しました。今年度は、日時は1～2月ごろに滋賀公民館にて第3回民生委員・ろうあ福祉協会の合同学習会を開催する予定です。聞こえない人の生活やコミュニケーションの取り方等を知っていただく機会になればと考えています。

続いて【施策1－②】おおつ・手話サービスについて手話通訳担当より報告します。

<事務局>

おおつ手話サービスの事業が始まり6年経過しました。電話リレーサービスが公共インフラになり、聞えない人が電話を使うようになってきました。電話の使い方を啓発する取り組みができればと考えております。

<事務局>

続いて【施策1－③】筆談・手話マークの普及についてです。

筆談・手話マークについては、市役所窓口に設置しています。また、今年度は、「提示カード」啓発のために、手話サークルへの訪問を検討しています。今把握しているサークルの数は15団体あります。うち13団体は大津市手話サークル連絡会に入っていないため、1つずつ徐々にアプローチ出来ればと考えており、ブルーライトアップの啓発のための訪問時に持参させていただきます。

続いて【施策1－④】観光施設等での情報取得についてです。

2025年国スポ障スポの担当課に呼びかけ、国スポ障スポで県外から大勢の訪問がある機会に、情報を取得できる機会を作れないかと提案中でしたが、有効な回答は得られませんでした。国スポ障スポ以外で観光施設等での情報取得に向けた取り組みを、今後検討してまいります。

続いて【施策1－⑤】市役所職員・各課への啓発についてです。

前年度9月に人事課と共催で職員研修実施済みです。今年度も同様の取り組みを行う予定であります。また、障害福祉課職員の手話奉仕員養成講座の聴講については、10月20日以降に行われる「手話の基礎知識」の講義を積極的に聴講するよう案内しています。

庁内職員向けの手話検定試験対策講座については8名の受講申し込みがありました。全4回、各1時間で講座を受講されます。今回の8名が今年度全員合格し、来年は一つ上の級を受験いただき、また、新たに数名の受験者を迎え、年々手話のできる職員が増えることを期待しています。

以上が施策1の報告です。

つづきまして、【施策2】意思疎通の手段として、手話を選択しやすい環境整備、手話取得の支援に関する施策です。

まず【施策2－①】難聴者向け手話の普及啓発についてです。

成人難聴者向け手話講習会の開催を取り組み内容としており、それに向けて、前年度アンケート調査を実施し、アンケート結果については前年度の第二回協議会にて報告させていただいています。アンケートは、手話学習の場や当事者の集まる企画に参加したいと思うかなど問う内容でしたが、結果としては、あまり希望者がいないという印象でした。今後の施策について、ご意見等あれば、後ほどお伺いできればと存じます

続いて【施策2-②】乳幼児の保護者が、手話の必要性を理解して、手話を選択できる情報提供体制についてです。こちらは、前年度、おおつ子育てサイト「とも育」の「相談先」のページへ、相談窓口として「滋賀県聴覚障害者センター」を掲載し、窓口を知ってもらえるようにしました。今年度も9月の更新のタイミングで掲載するよう依頼する予定です。

以上が施策2の報告です。

続いて施策3 手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策です。まずこれまでも継続して実施している項目については、まとめて報告します。

【施策3-①】手話通訳派遣事業、【施策3-②】盲ろう者向け通訳介助員派遣事業については、事業として継続して実施しています。

続いて【施策3-③】医療現場の遠隔手話通訳の整備についてです。こちらについては、一つの医療機関に整備するよりも実際に手話の必要な人が、必要な医療機関で、そのときに最適な方法で遠隔通訳を行うことが実用性のあるものと感じています。

【施策3-④】登録手話通訳者研修会については、手話通訳担当より報告します。

<事務局>

登録手話通訳者研修会は前年度までは年2回開催でしたが、今年度より年4回開催します。

<事務局>

【施策3-⑤】設置手話通訳者研修への参加については、全通研「設置のつどい」の研修を受講する予定ですが、現在研修案内を待っている状況です。また、滋賀県専任手話通訳者協議会の研修を受講しています。

【施策3-⑥】手話通訳者の健康管理については、年1回けいわん検診を実施しており、検診結果を見ながら派遣の際に配慮をして取り組んでいます。

【施策3-⑦】については、手話奉仕員養成講座修了者に対し、継続して滋賀県主催の手話通訳者養成講座について案内し、啓発を行う予定です。

続いて【施策3-⑧】広報おおつに手話の掲載についてです。

こちらは、障害者の日にあわせ、12月の広報おおつに手話に関する情報を載せる予定です。また、お手元に配布させていただいております大津手話ハンドブックですが、こちらについては、今年度リニューアルしています。中にQRコードをいれており、QRコードから大津市ホームページに掲載している指文字の動画を見ることができるようになっています。

以上が施策3の報告です。

続いて、施策4 手話を学ぶ機会の提供に関する施策についてです。

まず【施策4-①】手話奉仕員養成事業についてです。こちらは現在実施中です。

【施策4-②】啓発事業「手話教室」の実施についてです。

これは手話に興味を持つ方への出前講座の取り組み内容です。今年度は、介護の事業所であるマザーレイクから勉強会の申し込みがあり、令和7年7月22日に実施しました。

また、図書館職員への出前講座も令和7年9月4日に予定しております。

続いて【施策4ー③】手話の啓発についてです。

今年度も、昨年度と同様、びわ湖大津館、大津市立図書館、市立大津市民病院の3カ所でブルーライトアップを実施予定です。加えて、ろうあ協会様からびわ湖大津プリンスホテルへブルーライトアップの実施を要望され、現在協議中の段階ではございますが、前向きな返答をいただいているとのことです。日程は9月19日から9月24日までの6日間です。

また、9月2日から9月30日までの期間に、大津市立図書館（本館、和邇図書館）にて、「手話コーナー」を設置予定です。

10月19日の健康フェスティバルにおいても手話及びデフリンピックの啓発ブースを設置予定です。以上が施策4の報告です。

続いて施策5 学校における取組による理解の促進です。

まず【施策5ー①】小・中学校で行われる「手話体験学習」への協力を行うについてです。

こちらは、大津市社会福祉協議会を通じてろうあ協会に依頼をされるというルートができており、昨年度は5件実施されています。障害福祉課へ直接の依頼はありませんでした。

続いて【施策5ー②】軽度・中等度難聴や片耳難聴の児童を受け持つ先生方に対し相談窓口の啓発についてです。

こちらは難聴児への理解や相談窓口の案内を取り組み内容としており、実態把握のために、保育園と幼稚園の先生向けアンケートを実施予定となっています。アンケート内容については、聴覚障害者センター相談員と連携して検討中です。また改めて進捗を報告させていただきます。

報告につきましては以上になります。

引き続き皆様のお知恵をお借りすることとなりますが、今後ともどうぞよろしくお願いします。

ここからは、委員の皆様と共有させていただきました事務局の進捗や予定に対し、ご意見、ご質問等をいただくという形で進めていけたらと考えております。

それでは石野会長にお返しします。お聞きくださりありがとうございました。

<議長>

ありがとうございました。5年度6年度の報告と、7年度今後の取り組みなどの説明について、たくさんの課題があると思います。ご質問ご意見をお願いします。発言の時には挙手をお願いします。

<委員>

確認です。正直申し上げて大津市内の聴覚障害者の現状が見えないです。

【施策1②】、利用の件数は？何人が利用している？聞こえない人のニーズは？困っていることがあるのか具体的に報告をいただきたいです。

【施策3①③】派遣事業、遠隔手話通訳の利用件数、ろうあ者が使い方がわかっているのか、広がっているのか、現状がわかりません。

7年目に入ります。社会参加が広がっているのか、ろう者が地域とかかわりを持っているのか知りたいです。

【施策1①】毎年同じ内容です。広げていけないのか、例えば自治会との関係はどこまで進んでいるのか。私の地域は、自治会から何の連絡もありません。条例を知らない人も多いのではと思います。民生委員だけでなく、自治会との関係、避難所についてもどこまで考えていただいているのか、計画的に進めていけるかどうか知りたいです。

【施策1⑤】市役所職員に対しての啓発について、オンライン研修を対面研修にできないか、実際

に手話を見ることで直接質問ができ、気づきがあるのではないかと思います。参加された職員にアンケートをされているのか、反応はどういうものかを知りたいです。数字だけではよいか悪いか判断ができないので具体的に説明がほしいです。

<議長>

いくつか指摘がありました。利用実績、災害関係、職員研修についての質問だったと思います。答えられる範囲で事務局からお願いします。

<事務局>

【施策1②】【施策3②】 現状の件数など、次回の協議会で説明も含めて準備いたします。

【施策1①】防災訓練については危機・防災対策課が行う中でブースを設置することだけですが、他に何かできることがあるのか、検討します。

自治会などへどのように広げていけるか検討してみます。

<事務局>

【施策1⑤】大津市では対面研修形式からオンライン研修に移行しています。オンラインがメインです。いつでも、多くの職員が受講できるというメリットがあるためです。対面研修は限られた人しか受講できないので、手話の特性などについては全員が知っておくのがよいものになるのでオンラインを基本と考えています。実際に研修内容を見ていないかもしれないというご指摘がありましたが、受講後確認テストをして合格しないと修了したことにならないという形にしておくとも何も見ることなく終わるということはありません。アンケート結果については資料をお持ちしていないので即答できません。

<委員>

プラン進捗の資料で「実施中」という記載があるが、やっているのか終わったのかわからないので、書き方に疑問を感じます。実績報告は会議録と合わせて送ってください。人事課からのアンケートは実際にやっているのか、確認したいです。

<事務局>

今まではやっていなかったもので、次回以降アンケート実施することは可能なので中身を検討します。

<事務局>

【施策1②】件数の書き方についてのご指摘ありがとうございます。確かにどういう状況で進捗しているのか見えにくいので、次回からは書き方についてわかりやすくします。

これまでの実績については会議録とともにお送りします。

<委員>

条例第5条では市民の役割として、以前から聴覚障害者も自ら出て行ってどんどんアピールしてくださいという話をしました。自治会の主催者へは、聴覚障害者が参加をして、この人とどうしてコミュニケーションをとるのかと考えてもらえるようにアピールしてほしい。地域の人とかかわらないと手話が浸透しない。学区社協の人でも聴覚障害者を知らない人が多い。お互いに接することがないと、理解が広がらない。もっと親交を深めないと。地域と一緒に進めないとこの問題はなかなか進まない。ここに聞こえない人がいるということを意識してもらって、ではどのようにするのかと考えてもらうことが大切だと思います。聴覚障害者の方もどんどん地域に出ていくよう促してください。お願いします。

<委員>

自治会活動で聞こえない人と直接会ったことがありませんでした。自治連合会の中では自治会の

加入が５割くらいです。加入している人にも連絡がつかない状況の中、プライバシー問題も含めてどうして周知していくのか。重度障害者のことは何となくわかって、聞こえない人は見た目では全然わからないので、今の意見はその通りだと思います。

職員研修について、新人研修をやっておられるなら、そこに対面研修を取り入れることはどうでしょう。

<事務局>

新規採用職員に対しては対面研修で行っています。半日間で、聴覚障害に特化している訳ではないですが、いろいろな障害のことについて研修しています。

<委員>

中堅職員研修など、対面研修を他にやっていないですか。

<事務局>

階層別で研修を行っています。節々では対面研修をやっていますが、全職員が同時にという研修はないです。

<委員>

市役所では聴覚障害者の雇用はありますか。

<事務局>

全体の障害者雇用数は把握していませんが聴覚障害者は１人です。

<委員>

１人雇用されていることで環境は変わっていますか。改善されていますか。周りの人の意識改革はどのように変わっていますか。積極的に手話を覚えていくことになっていますか。

<事務局>

男性ろうあ者が一人採用されて、配属された部署の職員は筆談でコミュニケーションをしながら、少しずつ手話を覚えるということがありました。異動した次の職場でも初めは筆談をしながら、コミュニケーションをとる方法として手話を覚えていく職員もいたと聞いています。

一方で、長時間の会議など手話通訳が必要な場面では、障害福祉課の職員が通訳に入るなどして一緒に働いているというのが現状です。

<委員>

電話対応等、環境の整備は進んでいますか。

<事務局>

電話がなってもわからないということで、そもそも業務から電話対応は外していると聞いています。

<委員>

【施策２②】「とも育」というアプリはみなさんに周知されているのか、アプリを利用して反応があったのか知りたいです。

<事務局>

この冊子ですと今すぐに回答できないのですが、冊子を通して、親御さんに対して周知しています。統計的にどれくらいの人が見ているのか、また集約できるものかどうかも含めて調べてからご報告します。

<委員>

自治会の参加について、私は仕事上聴覚障害者宅へ訪問することがあります。回覧板が回ってく

ると夏祭りや一斉清掃のことが載っていますが、「私には関係ない」と言われます。夏祭りでは聞こえる人ばかり、興味があるものでも手話通訳がないとわからないと消極的になられます。自治会の行事でも手話通訳が付くと少しでも参加できるのではないかと思います。

<委員>

私の所属している瀬田の月輪では、今までは声掛けしてなかったのですが、自分が役員になったとき、手話通訳を手配して聴覚障害者に参加してもらうようにすすめました。地域の人が通訳派遣の申請方法などを知っている人がいるかどうかは大きな問題だが、「気づき」が大事だと思います。聴覚障害者がいることで、主催者はどうしたら参加してもらえようという考えに変わるので、ぜひ自治会へは、こういう人がいると積極的に促していただきたいと思います。

<事務局>

地域の中での関わりについてご意見いただきありがとうございます。
講演会の手話通訳についてはチラシのサンプルを配布できたらよいと感じましたが、手話通訳が必要なら派遣するという対応を知っている人が少ないので周知をする取り組みができればと思います。

<委員>

逆だと思います。手話通訳がついているから参加ができる。手話通訳が付いていることで、その地域に聞こえない人がいることが周囲の人にわかってもらえます。手話通訳の派遣はろう者がするのが普通ではないので、考え方が違うのではないかと思います。手話通訳を見る機会が増えれば、聞こえる人が、手話通訳付きだから一緒に行こうと、聞こえない人を誘うことが増えていくと思います。視野を広くしていただくとよいと思います。

<事務局>

現状、通訳者の数、稼働の問題がある中で、当時者から申請するのではないというのは前提ですが、主催者側が配慮として依頼をしていただく必要があります。啓発という意味でおっしゃっていることはよくわかりますが、すべてのところに機械的に手話通訳を付けることができない現状があるので、必要なところに手話通訳を付けていくということから始めていきたいと考えています。

<議長>

会長として意見を言います。大津市手話施策推進プランが令和6年度から11年度までの計画ですが、途中で見直すことが大事だと思います。なぜなら、国の手話施策推進法の関係で、大津市のプランと照らし合わせて検証する必要があると思います。地域との関わりは、手話施策推進法第10条にあります。大津市手話言語条例との関係はどうか、9月23日手話の日、他にも4月から高齢ろうあ者のサロン事業が始まっており、これも具体的な取り組みだと思います。課題はたくさんあるので、やはり見直しの期間を作ったかどうかと思います。

これについて、事務局で検討をお願いします。

時間になりました。他にご意見がないようですので、これで事務局にお返しします。

<事務局>

ありがとうございました。それでは、次回開催について来年、1月～2月頃を予定しています。

時期が近づきましたら改めて日程調整します。

本日は貴重なご意見、ありがとうございました。

これを持ちまして本日の大津市手話施策推進協議会を終了とさせていただきます。

<委員>

私事ですが、11月の役員改正で退任させていただきます。長い間ありがとうございました。
大津市手話言語条例については、更生会会長時に条例の制定を大津市への一番の要望としました。
当時の市長が動き、条例制定となり、その時から関わらせていただきました。更生会会長を退いた
ため3年ほど前から、また施策推進協議会で関わりました。非常に勉強させていただきました。あ
りがとうございました。この会が益々発展することをお祈りします。ありがとうございました。

<事務局>

ありがとうございました。

改めまして、本日は誠にありがとうございました。